

埼玉県原材料価格高騰対策支援事業

Q & A

※R5. 8. 9 更新（Q1-6, Q2-2, Q3-3, Q3-5, Q4-10）

1 専門家派遣・補助金の対象者について

Q1-1 個人事業主は、対象となりますか。

A1-1 対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は公募要領等を御確認ください。

Q1-2 企業組合等は、対象となりますか。

A1-2 対象となり得ます。なお、その他の要件もありますので、詳細は公募要領等を御確認ください。

Q1-3 近く県外に移転する予定ですが、対象となりますか。

A1-3 申請日時点において県内で事業を行っており、引き続き、県内で事業を継続する意思があることが応募の要件となりますので、県外に移転する予定がある場合は補助対象外となります。

Q1-4 最近創業し、決算期をまだ迎えていない場合には対象とならないのでしょうか。

A1-4 補助金申請では、事業実態等を確認するため、直近1年分の確定申告書の写しを御提出いただくこととしているため、決算期を迎えていない場合は対象とはなりません。

Q1-5 補助金の交付決定件数は何件程度を予定していますか。

A1-5 予算額（補助金総額5億円）の範囲内で、審査の上、交付決定することとしております。そのため、申請者数や申請額等により交付決定件数は変動することとなります。

Q1-6 業種による申請の制限はありますか。

A1-6 制限はありません。詳細は公募要領等を御確認ください。

2 認定経営革新等支援機関・支援カルテについて

Q2-1 認定経営革新等支援機関に支援カルテの作成を依頼したい場合、どこに依頼すればよいのか。

A2-1 認定経営革新等支援機関には、商工会議所・商工会、金融機関、中小企業診

断士などが国から認定されています。

なお、国のホームページで認定経営革新等支援機関を検索することが可能となっています。

(HPアドレス : <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>)

認定経営革新等支援機関への依頼については、日頃からお付き合いがあり、自社の状況に詳しい支援機関に依頼することなどが考えられますが、本事業に係る支援カルテの作成について御対応をいただけるか、事前に各支援機関に御確認ください。

また、支援機関によっては支援が有償になる場合もございますので、御留意ください。

Q2-2 支援カルテ自体は、補助金審査の対象になるのですか。

A2-2 支援カルテ自体は、補助金審査の対象にはなりません。支援カルテに基づき、申請事業者が記載した申請書類等が補助金審査の対象となります。

3 補助金の対象要件等について

Q3-1 原材料の転換や使用量削減による経営体質改善について、具体的にどのような事例を想定していますか。

A3-1 原材料の転換の例としては、値上がりしている小麦粉の代替品として、米粉を使用した試作品の開発や原材料が異なることによる新たな製造設備の更新、米粉を使用した商品の販売促進のためのイベント出展などが考えられます。

また、原材料等の使用量削減の例としては、めっきを行う際に使用するめっき液の長寿命化装置の導入により、めっき液の交換頻度を低減させ、コスト削減を図る取組や、高精度なレーザー加工機の導入により、製品を製造する際に発生する不要な捨てる部分や不良品を少なくする取組などが考えられます。

対象事業	事例
原材料の転換 試作品の研究開発、新しい原材料に対応するための設備導入・更新、販売促進など	<ul style="list-style-type: none">・小麦粉の代替品として米粉を使用した試作品開発、製造設備の更新、販売促進のためのイベント出展・金属部品の樹脂化のための試作品開発、樹脂部品採用のための設計変更 など
原材料の使用量削減 製造方法の変更等のための設備導入、歩留まり向上のための設備更新、販売促進 など	<ul style="list-style-type: none">・めっき液の長寿命化装置の導入によるめっき液交換頻度の低減・高精度なレーザー加工機の導入による歩留まりの改善・油を使わないノンフライ製法への転換に伴う設備導入・射出成型機の更新による歩留まりの改善 など

Q3-2 高騰していない原材料も対象になるのですか、高騰の基準はどのように判断するのですか。

A3-2 原材料価格高騰の内容及びその影響（コスト増等）については、補助金申請書類に具体的に記載していただくこととしています。

また、その原材料価格の高騰に対応する事業として、どのような事業を行うこ

とで、どの程度の原材料の使用量削減・コスト削減効果等の見込みがあるのかも、補助金申請書類に具体的に記載していただくこととしています。

そのため、高騰していない原材料に係る事業については、対象としません。ただし、今後高騰が予定されている原材料に係る事業については、対象となり得ます。

また、原材料価格の高騰の内容やその影響、事業の効果については、派遣専門家又は認定経営革新等支援機関が作成した「支援カルテ」及び審査員である専門家の意見を踏まえた上で、判断します。

Q3-3 製品を製造する際に使用する水や油等の使用量を削減する事業も対象となりますか。

A3-3 製品を製造する際に使用する水や油等で価格が高騰している場合（又は、高騰が見込まれる場合）については、その使用量削減についても対象とします。例えば、クリーニング業において、洗剤や溶剤の価格が高騰している場合、その使用量を削減する設備の更新については対象となります。なお、エネルギー（電気等）の使用量削減については、他の県補助金もあるため、対象外としています。

Q3-4 令和5年4月に個人事業主から法人成りしていますが、確定申告書の写し等については個人事業主当時の書類を用いることはできますか。

A3-4 法人成りをされている場合、個人事業主であった当時と事業実態が変わっていないことが確認できた場合は、個人事業主当時の確定申告書の写し等を用いることはできます。

その場合、追加資料として、①個人事業主の廃業届出書②法人設立届出書③個人事業主の確定申告書の写しなどを提出いただきます。

Q3-5 省エネ効果の高い製造設備の更新によって歩留まり（※）が改善し、少しでも原材料使用量の削減につながる場合は補助金の対象となりますか。

（※投入原料に対する良品の割合）

A3-5 対象となります。ただし、補助金の交付決定（補助事業者の決定）にあたっては、原材料の使用量削減によって、製造コストの削減及び経営体質の改善が期待できるか等の視点で審査されます。設備の省エネ効果については、審査の対象となりません。

4 補助対象経費について

Q4-1 補助金交付決定前に、既に補助対象事業に係る発注をしている場合又は支払いを終えている場合、対象となりますか。

A4-1 補助金交付決定前に、既に補助対象事業に係る発注をしている場合又は支払いを終えている場合には、対象とはなりません。

Q4-2 補助対象期間中の経費は、補助対象期間後に支払った経費でも補助対象になりますか。

A4-2 令和6年3月8日までに支払いが完了していることが確認できる経費が対象となります。

Q4-3 補助対象事業にかかる消費税は、補助対象になりますか。

A4-3 補助対象にはなりません。

Q4-4 親会社、子会社又は自社の役員が経営する会社に、補助対象事業に係る業務等を依頼する場合には対象となりますか。

A4-4 外部に依頼する場合を想定しているため、対象とはなりません。

Q4-5 本補助金の交付申請にあたり、コンサルタント等に交付申請書の作成等を依頼する場合には補助対象となりますか。

A4-5 補助対象事業は、原材料の転換や使用量削減に関し、専門家等の助言に基づいて実施する設備投資や製品開発等に係る経費であるため、補助金の交付申請に係る経費は対象とはなりません。

Q4-6 本補助金と国や県の他の補助金の両方を利用することはできますか。

A4-6 補助を受けようとする経費について、他の補助金との併用はできません。

また、同一の事業所においては、本補助金と「令和5年度埼玉県民間事業者CO₂排出削減設備導入補助金（緊急対策枠）」の両方を受給することはできません。

なお、本補助金と同内容の事業計画で採択された他の補助金の事業計画に盛り込まれている対象外経費については、既に予定されている同内容の事業に対する上乗せ補助になってしまうため、補助対象とはなりません。

Q4-7 本補助金は、どのような経費を補助対象経費として想定していますか。

A4-7 本補助金の補助対象経費は、「原材料の転換や使用量削減に関し、専門家等の助言に基づいて実施する設備投資、製品開発、販売促進」を目的に支出する「建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、その他知事が必要と認める経費」です。（なお、広告宣伝・販売促進費の上限額は、補助対象経費総額（税抜き）の2分の1とします。）

また、自動車の購入費など、汎用性のある設備等の経費は補助の対象外です。

なお、原材料の転換や使用量削減に直接つながる経費だけでなく、上記の目的を達成する事業のために支出することとなった経費も対象となります。

（例）原材料の使用量削減のために設備を導入する場合、その設備費用だけでなく、設備導入に伴い必要となる建物の改修費用なども補助対象となります。

ただし、補助金の審査において、原材料の転換や使用量削減に直接つながる経費の方が配点が高くなります。

Q4-8 機械のリース料やクラウドサービス利用費を前払いするような場合、どの部分が補助対象経費になりますか。

A4-8 前払いをする必要があり、補助金交付決定日から令和6年3月8日までの期間に支払った金額が請求書、支払い書類等で確認できれば、その経費は対象となります。

Q4-9 補助対象経費のクレジットカードによる支払は可能でしょうか。可能の場合、留意事項はありますか。

A4-9 クレジットカードによる支払は、申請する事業者の名義であり、補助対象期間内に支出が完了しているものに限り（分割払い、クレジットカード決済、リボルビング支払等の場合、金融機関等から引き落としが補助対象期間内に完了していることが必要になります。）。業務上やむを得ず、代表者や従業員が、個人のクレジットカードで支払いを行う場合は「立替払い」となりますので、上記のクレジットカード払い時のルール（補助事業の期間内に引き落としが完了していることが必要）に加えて、補助対象者と立替払い者間の精算（立替払い者への立て替え分の支払い）が補助対象期間内に行われること、補助対象者が経費を負担したことが判明する立替払精算の関係書類を提出することが必要となります。

Q4-10 中古設備による更新は補助対象となりますか。

A4-10 原材料の使用量削減等の要件をみたすものであれば補助対象となります。

5 補助金の交付について

Q5-1 交付決定した金額以上に経費が発生したのですが、交付決定額を超える補助金はもらえますか。

A5-1 交付決定した金額が補助金の上限となります。仮に交付決定額300万円だった場合、実際の補助対象経費の2分の1が310万円となっても補助金は300万円となります。

Q5-2 補助対象経費を50万円で申請し交付決定されましたが、補助対象事業終了後、補助対象経費が50万円未満となった場合、補助金は全額受けられなくなりますか。

A5-2 補助対象経費が50万円未満となる場合は、補助金は全額支払われません。

Q5-3 補助金はいつももらえますか。

A5-3 補助金は補助対象事業終了後、精算払となります。その間の資金は、補助対

象者御自身で確保していただくこととなります。事業完了後、実績報告書を県へ御提出していただき、内容を審査し補助金額を確定します。その後、補助金交付請求書等を県に御提出いただき、指定された金融機関口座に振込む予定です。

6 申請手続き

Q6-1 補助金の申請、補助金の交付決定通知は電子メールになりますか。その場合の添付ファイル名はどのようにしたらよいですか。

A6-1 補助金の申請は郵送も可としておりますが、原則として、電子メールによる送信をお願いいたします。なお、補助金の交付決定通知は、原則として、電子メールで送信します。

電子メールで申請される場合、様式ごとにファイルを分け、ファイル名を以下のとおりとしていただくようお願いします。

(例)「様式第〇号 (事業者名)」

Q6-2 「専門家派遣を申請する上での誓約事項」、「補助金を申請する上での誓約事項」及び「暴力団排除に関する誓約事項」は、代表者の氏名を自署することとなっていますが、電子メールで提出する場合にはどのようにしたらよいでしょうか。

A6-2 印刷した書類に自署し、プリンター複合機等のスキャン機能により、PDFにして御提出ください(※携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ等で撮影した写真は認められません)。

なお、スキャン機器をお持ちでない場合は、コンビニエンスストアなどに設置されているコピー機のスキャン機能の利用を検討してみてください。

Q6-3 補助金申請時の添付書類「県税の納税証明書」や「住民票の写し」等を電子メールで提出する場合には、納税証明書等をPDFにしたものでもよいでしょうか。

A6-3 PDFにしたもので構いません。

Q6-4 申請書類の作成を第三者に依頼する場合、行政書士以外の方に依頼することは可能ですか。

A6-4 行政書士以外の者が申請書類の記入を有償で代行することは行政書士法に抵触するおそれがあるため、御留意ください。

【参考】

○行政書士制度について(総務省ホームページから抜粋)

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、以下に掲げる事務を業とすることとされています。ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができません。

(1) 官公署に提出する書類（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成すること

（(2)から(5)は省略）

※ 上記のうち(1)の業務は、行政書士又は行政書士法人でない者は、他の法律に別段の定めがある場合等を除き、業として行うことはできません（法第19条第1項）。（以下、省略）